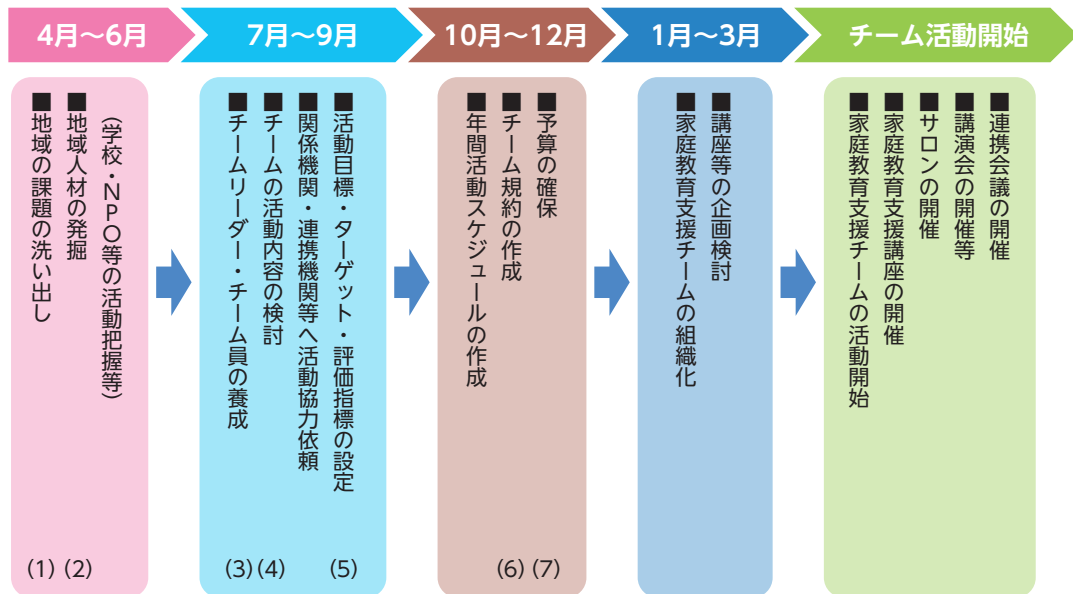


## 1. 行政職員の主導により組織づくりを進める方法

- 地域の家庭教育・子育て支援に関する課題解決のため、各自治体において行政職員の主導により、例えば以下のスケジュールで、チームの組織づくりを進めることが考えられます。（あくまで一例であり、各地域の状況により様々なスケジュールが想定できます。）

※例えば4月から検討をスタートした場合（4月以外からもスタートできます。）



### (1) 地域の課題の洗い出し

- 地域には、様々な活動を行っている学校やNPO、団体等があります。地域で行われている活動を整理し、再認識することも、地域課題を把握する上で大切です。
- 地域住民や家庭教育支援・子育て支援に関わる方たちへのアンケート調査やヒアリングなどにより、具体的に地域の保護者が抱える課題を把握する方法もあります。

### (2) 地域人材（チーム員）の発掘

- 地域課題を解決するため、共に活動をする地域人材の発掘が、チーム構成の第一歩となります。
- チーム員の構成は各地域、活動内容により異なりますが、例えば以下の地域の人たちや専門家が考えられます。その多くが、共に地域で暮らす身近な住民の方々です。

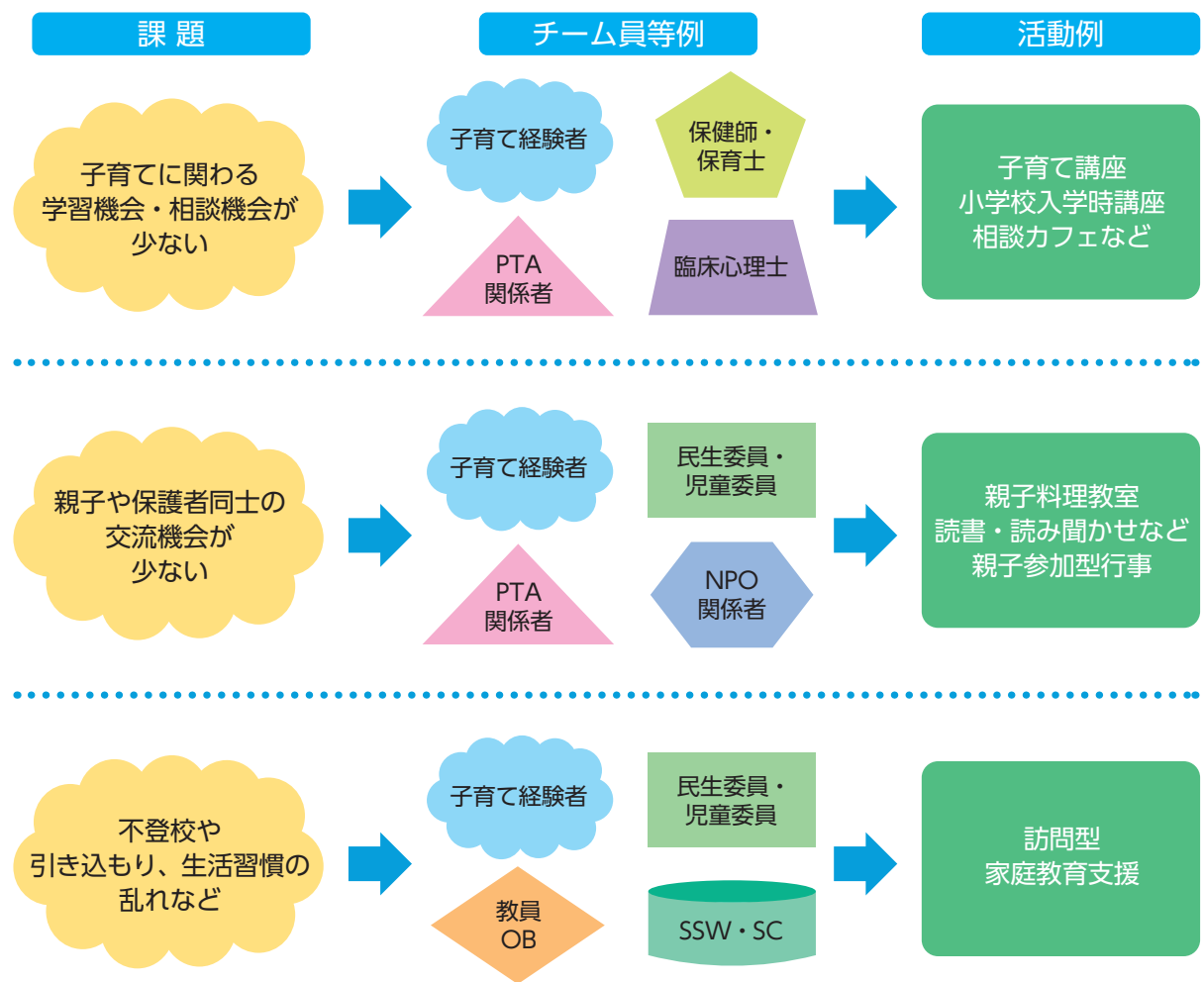
子育て経験者、教員OB、PTA関係者、地域の子育てサポーターリーダー、民生委員・児童委員、保健師、保育士、臨床心理士、コミュニティソーシャルワーカー、地域学校協働活動推進員<sup>※3</sup>など。

※3 地域学校協働活動推進員：社会教育法第9条の7に基づき、地域学校協働活動の推進に当たって地域と学校の連絡調整を行う者。

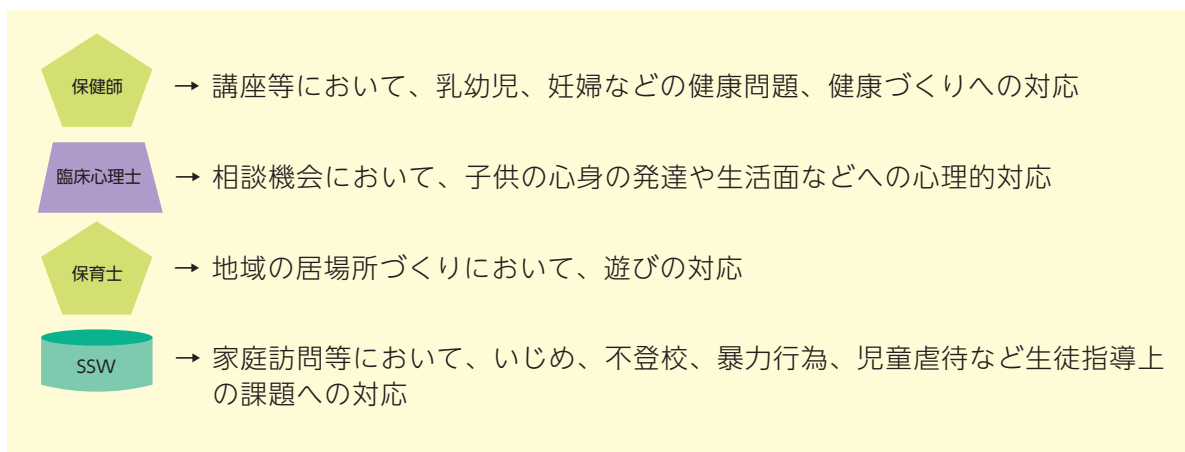
- チーム員を発掘する方法として、例えば以下が考えられます。

- 子育て支援団体、NPO、青少年教育団体、おやじの会、母親クラブ、PTA など、地域の子育てに関わる様々な団体や、地域学校協働本部、コミュニティ・スクール等の人材に行政が働きかけを行うこと、ボランティア等を紹介してもらうこと
- 子育てサポーター養成講座の受講者等に声をかけたりすること
- 公募による方法 など

- チーム員の構成として、P.8の地域人材が参加しなければならないものではなく、あくまでチームの目的や活動内容に応じて、柔軟にチーム員を構成します。  
また、チームの活動内容に応じて、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）との連携が効果的です。



- チームに専門家が加わったり、関わったりすることで、活動内容に特色が生まれます。



※どのチームにも上記メンバーが必ずしも参加しなければならないということではありません。

### (3) チームリーダー・チーム員の養成と研修（基礎的知識の獲得）

- チームの構成メンバーが固まれば、チームリーダーやチーム員として必要な基本的知識、ノウハウを身に付けてもらうことも重要です。チーム員に関係すると考えられる知識・ノウハウとして、例えば以下が考えられます。

#### ■ 家庭、家庭教育支援に関すること

- ▶ 家庭を取り巻く課題、家庭教育支援に関することなど

#### ■ 子供に関すること

- ▶ 子供の成長・発達に関することなど

#### ■ 保護者の学習機会に関すること

- ▶ ワークショップの手法など

#### ■ 地域に関すること

- ▶ 情報収集・ネットワークづくり（地域情報の収集・活用方法）など

#### ■ その他

- ▶ 生活習慣づくり（食育・睡眠など）に関することなど

※「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理（P.36 参照）においても、チームにおける人材養成について記載されています。<sup>※4</sup>

- 都道府県では、家庭教育支援に関する専門的な知識・技術や実践的な活動を推進するための知識・技術を習得する講座や、現代的な課題にも対応できる力を付ける講座など、地域の状況に応じた様々な研修を実施しています。
- 市町村では、都道府県の実施する研修等を活用し、人材の資質向上を図っていくことが考えられます。

※ 4 同審議の整理の P.10 「5. 家庭教育支援チームにおける人材養成」 参照。

#### (4) チームの活動内容の検討

- 行政職員とチーム員が一緒になって、地域の保護者が抱える問題意識を共有し、その解決方法を踏まえた活動内容等を検討します。  
活動内容によっては、関係機関・連携機関等へ活動協力の働きかけを行うことや、チームの活動目標を検討し、活動の方向性を共有することも考えられます。
- 文部科学省が地方公共団体を対象とした調査結果<sup>※5</sup>によると、家庭教育支援で特に効果があった取組として、「学校との連携・協力体制の構築・強化」を挙げる割合が24.9%と最も多く、次いで、「保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所の充実」(18.5%)、「保健・福祉部局等との連携・協力体制の構築・強化」(12.2%)と続くため、これらの点も踏まえた連携の在り方が考えられます。

#### ●学校（学校教育担当部局）との連携

- 学校においては、いじめや暴力行為等の問題行動の発生や不登校児童生徒の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加等、多様な児童生徒への対応が必要な状況となっています。  
こうした、学校が抱える課題に、教員だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっていること、また児童生徒の抱える課題には、家庭の問題が関係していることもあることから、学校と地域の多様な主体との連携により、児童生徒の様子の見守りや保護者に対する支援の充実につなげていくことが重要です。
- 学校との連携については、例えば以下のように段階を踏んで、信頼関係を構築しつつ行うことも考えられます。

- ① 定期的な学校訪問や情報提供
- ② 学校運営協議会や地域学校協働活動、学校行事等への参画、食育教室、スマホ・ケータイ安全教室などの共同開催
- ③ 個別家庭への訪問支援

- また、家庭・総合型地域スポーツクラブ・学校が連携した体育活動など地域スポーツ活動が学校で組織されている地域もあり、こうした活動への参加をきっかけとして学校とのつながりを構築していくことも考えられます。
- さらに、教員OB、PTA関係者、民生委員・児童委員などの人材をチーム員とすることで、学校との信頼関係をつくっていくことも有効であるとともに、学校への配置が進められているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの協力を得ることも重要です。
- 平成29年4月に公表した教員勤務実態調査の速報値によって、教師の長時間勤務について、看過できない深刻な実態があることが改めて明らかとなりました。  
この結果を受け、平成29年6月より、中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策について審議が行われ、12月にとりまとめられた「中間まとめ」では、これまで実態として学校・教師が担ってきた業務の役割分担・適正化について記載されています。  
登下校に関する対応や放課後から夜間の見回りなどについては、保護者・家庭、地域住民等による地域学校協働活動などが重要です。

※5 平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について」参照。

## 学校と地域の連携による家庭教育支援(山口ゆだ・かべり)

(山口市立湯田中学校・こども家庭課連携)

※6



- 平成 28 年 9 月に、地域子育て支援拠点である子育て支援交流広場「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」を母体として、毎週水曜日に湯田中学校の視聴覚室を活用した子育て支援の拠点「湯田中学校ひろば」を開設しました。湯田中学校は、学校教育目標に「ふるさとを愛し自信をもって活躍できる生徒の育成」を掲げ、学校においても保護者や地域との連携の推進を重要視されています。
- 山口ゆだ・かべりは、子育て支援員、元保育士、家庭教育アドバイザー、地域協育ネットコーディネーター、地域子育て支援スタッフ、元教員、一時預かり保育サポーター、保育心理士、利用者支援専門員、地域子育て支援コーディネーターなど 11 名で活動しています。
- 湯田中学校ひろばでは、学校運営協議会との連携により、子育ての不安や悩みを共有できる親同士の交流の場の提供やスタッフとの子育て相談、月 1 回の教職員等による乳幼児・お母さんを対象とした公開講座（筆ペン、身近な英会話、絵手紙等）を実施しています。毎週 1 回定期的・継続的に学校の教室で子育て支援活動を行っていることで、「地域とともにある学校」に向けた地域学校協働活動の展開につながっています。
- 会場の設置準備や片付けを中学生が積極的に行っており、乳幼児・お母さんとのふれあいを通して、コミュニケーション能力の向上や命の大切さに気付くなどの良い効果をもたらしています。
- 学校の先生からは、「子供の表情がやさしく、明るくなった。」と生徒の変化を感じており、参加した母親からは、「安心して子供を任せて、親同士の会話がはずむ。」と言われるなど、地域全体で信頼感が醸成されていることが感じられます。

### ●保健・福祉など関係機関との連携

- 妊娠期や乳幼児期からの切れ目のない支援のためには、保健・福祉部局との連携が重要です。具体的には、

- 乳幼児期の子育て支援の充実
- 将来親になる中高生の子育て理解学習
- 貧困や虐待など様々な困難や課題を抱える家庭やその子供への対応

などが考えられます。

- また、地域の状況やチームの活動内容によっては、児童相談所や市町村の子供相談窓口等の専門機関との連携も重要となり、チーム、教育委員会、学校のほか、保健福祉機関などの関係者が定期的に情報交換を行う体制づくりも必要です。

さらに、チーム員が、要保護児童対策地域協議会のメンバーになることも有効です。

※ 6 コラム・事例の中でマークのある家庭教育支援チームは、平成 29 年度に文部科学大臣表彰を受賞したチームの一つです。(P.35 参照)



## 家庭教育支援チームと保健・福祉部局 (子育て世代包括支援センターなど)との連携

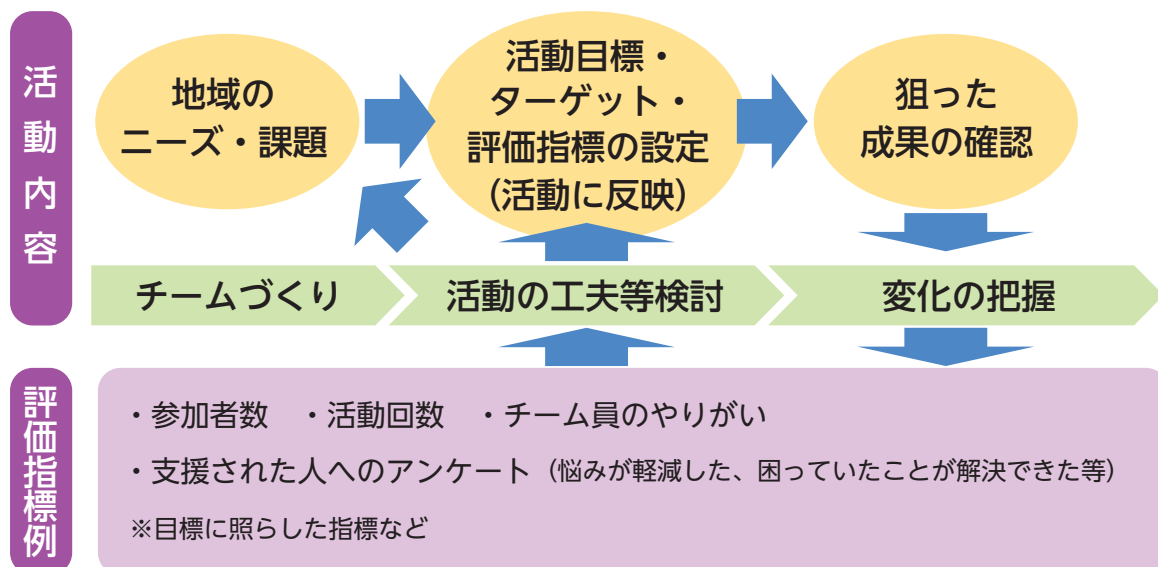
(大阪府能勢町：健康福祉部中心)

- 平成 29 年 4 月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、能勢町保健福祉センター内に子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「子どもの未来応援センター」を設置しました。
- センターに家庭教育支援チーム「ほっこり」を配置し、家庭教育専門員 1 名、家庭教育支援員 8 名（主任児童委員（3 名）、元教員（1 名）、元保育士（2 名）、元総合相談員、ボランティア団体役員、保護者）の 9 名で活動しています。
- 保護者からの相談窓口をワンストップ化するとともに、学期に 1 回、就学前児童（5 歳児）及び小学校 1～4 年の全家庭を訪問し、併せて家庭教育情報誌の配布等を実施することにより保護者との「つながり」の構築を目指しています。
- また、学校や SSW、教育委員会、家庭教育専門員、福祉担当者による小・中支援連携会議を年 3 回開催するとともに、センターにおいては、毎月母子保健担当、福祉担当、家庭教育専門員に保育所、子育て支援センター等を含めた定例会を開催し、関係機関が有機的に連携する「つながる仕組み」によって相談内容や家庭訪問等の情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を推進しています。
- 加えて、家庭教育支援事業を統括し、本事業に係るすべての機関で構成する全体レベルの会議（子どもが創る明るい未来推進会議）を年 2 回開催し事業の進捗管理に努めています。
- 福祉と教育が協働連携した家庭教育支援により、子供を通じて、家庭全体の支援につなげています。



## (5) 活動目標・ターゲット・評価指標の設定

- 行政職員は、費用に見合った効果を得られているか等の検証が求められますが、調査統計などの活用により、例えば、『保護者の悩みや不安に応える講座を年間◆回実施し、◆名の保護者の参加で、子育ての悩みや不安を◆%減少する』など、具体的に定量化した目標を設定することで、活動の成果を見える化し、活動の推進につなげることが考えられます。



## (6) チームの組織づくりを進めるために必要なこと（チーム規約の作成等）

- 一定の決まりの作成
- チームを組織する際、チームとしての信頼性を高める観点から、例えば以下の内容が盛り込まれた一定の決まり（要項等）を作成することが重要です。

- 構成メンバー
- 活動内容・場所
- チーム員の身分・責務の明確化
- 定例的な集まり、ケース会議 など

### ● チームの名称

- チームの名称を、みんなが親しみやすいものにすることで、支援のハードルを低くし、保護者等との関係がつながりやすくなります。

## 【参考】

### 高萩市家庭教育支援チーム要項（茨城県）

#### （設置）

第1条 高萩市地域家庭教育推進協議会設置要項に基づき、家庭の教育力向上を図るため家庭教育推進事業の企画運営を行う高萩市家庭教育支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

#### （構成）

第2条 支援チームは次に掲げる者をもって構成する。

- （1）子育てサポーターリーダー
- （2）子育てサポーターサブリーダー
- （3）社会教育指導員
- （4）教育委員会生涯学習課職員
- （5）その他

#### （事務局）

第3条 支援チームの事務局は、教育委員会生涯学習課内に置く。

#### （業務）

第4条 支援チームは、家庭教育を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）茨城県教育庁生涯学習課発行の家庭教育支援資料（「家庭教育ブックひよこ」、「家庭教育ブック」及び「家庭教育ブック つばさ」等）の配布
- （2）「子育てサポーター」の活動支援
- （3）「子育てサポーター」研修会の企画・運営
- （4）「子育て講座」連絡調整
- （5）家庭教育支援人材の養成
- （6）訪問型家庭教育支援

附則 この要項は平成25年5月10日から施行する。  
平成28年5月30日一部改正

- 特に、相談業務や訪問型支援を行う場合、家庭や関係機関とのトラブルを防止し、また、チーム員自身がトラブルに巻き込まれないためにも、決まりに以下の内容を盛り込むことも必要です。

- 守秘義務・個人情報の取扱い
- 身分証や名刺の準備
- 不必要な情報提供の抑制
- 相手から話を聞く姿勢
- 話を聞く時間や支援の期間
- 個別問題があった場合の対応の仕方
- 支援員同士の連携など



## ● 守秘義務・個人情報の取扱い

- チーム員の守秘義務については、訪問支援員に個人情報保護に関する誓約書を行政に提出させている例や、事業の実施要項に個人情報保護条項を盛り込み、地方公共団体の個人情報保護条例を適用している例もあります。

## コラム

### 個人情報保護上の工夫(大阪府大東市)

(教育委員会教育政策室中心)

- 平成 28 年度より、家庭教育支援事業として小学校区単位にスクールソーシャルワーカー(7名)を中心とする相談・訪問チームを 12 チーム編成し(107 名)、小学 1 年生宅への全戸訪問等を実施。
- チームの構成員として、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員等を配置。
- 家庭教育支援事業における個人情報の収集(本人以外からの収集・収集してはならない情報(思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)の収集)については、大東市個人情報保護審査会の答申により例外事項とされている。
- また、個人情報の目的外使用・外部提供について、同審査会の答申により必要不可欠なものに限り例外事項として認められている。
- チームの構成員には大東市家庭教育支援チーム設置規則により守秘義務が適用されている。



## 個人情報保護上の工夫(大阪府箕面市)

(子ども未来創造局人権施策室中心)

- 平成 23 年度より不登校等児童生徒支援として、家庭教育支援チームを学校に設置し、教職員と連携しながら有償ボランティアの訪問相談を実施。
- 退職教員、大学生、学校ボランティア、元看護師等で活動。
- 平成 27 年度に箕面市個人情報保護条例を改正。収集した個人情報の目的外利用及び外部提供の制限の例外として、「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合」を追加。
- 附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者としては、生活困窮者、ひとり親世帯の親及び児童、引きこもりと思われる者、児童虐待を受けたと思われる児童、不登校の児童又は生徒、いじめを受けていると思われる児童又は生徒、保護者の養育を支援することが必要と思われる児童及びその保護者などとなっている。
- これにより、学校との連携が可能になり、個人情報のより円滑な共有が可能となった。

### (7) 予算の確保

- チームの組織づくりや持続可能な取組を行う上で、行政による財政的支援も必要となるケースが多くみられます。行政が事業主体となってチーム員に謝金等を払うケースやチームそのものに事業委託等を行うケース等があります。

#### ※活用できる文部科学省事業（例）

- 「地域における家庭教育支援基盤構築事業～家庭教育支援チーム強化促進プラン～」(平成 30 年度補助事業)  
→各地域における「家庭教育支援チーム」の組織づくりや家庭教育を支援する様々な取組(学習機会の提供、親子参加型行事の実施、相談対応など)について、事業実施に係る補助対象経費の三分の一を国が支援するもの。

#### ※その他の活用できる国等の事業・制度（例）

- 平成 27 年度からスタートした、子ども・子育て支援新制度(内閣府、文部科学省、厚生労働省)における地域子ども・子育て支援事業である「地域子育て支援拠点事業」(事例:山口市家庭教育支援チーム)や「利用者支援事業」(事例:和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム)のほか、地元自治体等の独自の助成制度(事例:MIYAKO.Revolution21)もあります。

## 財政上の工夫 (MIYAKO.Revolution21・Mレボ)

(岩手県宮古市)



- 「MIYAKO.Revolution21・Mレボ」は、平成25年度岩手県子育てサポーター養成講座受講者7名からなる「ボランティアサークル」です。未就学児とその保護者を対象とした事業を中心に親子がふれあう機会を提供できるよう活動しています。
- 活動を始めると同時に、子供たちに披露する教材やイベントで使用する備品を揃えたいと思いました。しかし、メンバー内でその資金をまかなうことは難しいと気づき、助成事業を探すことにしました。
- 私たちが実際に活用させていただいているものには「①いわて生協『くらぶ活動』」、「②市共同募金委員会『宮古市歳末たすけあい運動地域福祉活動団体配分』」、「③県共同募金会『福祉のまちづくり支援事業』」、「④市『宮古市地域創造基金』」があります。  
①は普段の生活での店舗の利用から、②④はNPOなどで活躍するメンバーから情報が得られたものです。③はインターネットを利用して見つけ出しました。助成を受けるため、初の申請書作りやプレゼンの実施など挑戦の連続でしたが、そのおかげでたくさんの活動を行い、自分たちの身の丈に合った分の教材・備品を揃えられました。今後は、市の広報・子育てだよりなど無料で利用できるものを活用し、あまりお金をかけずに活動していきたいです。また、これまで揃えた教材は、他団体に貸与することも含め最大限に活用したいと考えています。
- 「宮古の子供たち、その周りの大人たちが笑顔であるように」が私たちMレボの願いです。そのために、なにより自分たちが笑顔でいられるように活動を続けています。「無理せずできる範囲で」を心がけ、活動を細く長く継続していきたいと思えます。

